

太田市買い物困難高齢者支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太田市（以下「市」という。）が、買い物困難高齢者支援事業（以下「お買い物クラブ」という。）を実施するうえでの必要事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市内に居住する高齢者の日常生活において必要な買い物を、市が住民ボランティア等とともに支援して、生活環境の向上や社会参画の促進に資することを目的とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、申請時の年齢が70歳以上の者のみで構成される世帯の者
- (2) 徒歩や自転車以外の交通手段がない者
- (3) 介助を必要とせずに車両の乗降及び買い物ができる者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合には対象者としてすることができる。

(利用申請)

第4条 利用を希望する者は、利用申請書（別記様式1）を市長に提出しなければならない。

(利用登録)

第5条 市長は、申請に基づき審査し利用を承諾した者（以下「利用者」という。）について登録カードを交付する。

(利用方法)

第6条 利用方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 利用は週に1回とし、原則、同じ曜日、同じ時間とする
- (2) 利用者は、あらかじめ市長から指定された時刻に自宅を出発する
- (3) 利用者は、スーパーマーケット等へ到着後は指定された時刻までに指定された場所に集合する

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。ただし、買い物購入に係る費用は利用者の負担とする。

(利用休止及び中止並びに登録抹消)

第8条 利用者が利用を休止または中止するときは、口頭または書面で市長に申し出る。

2 市長は、虚偽の利用申請やお買い物クラブの運行に支障を来たす言動等があった場合には、利用登録を取り消すことができる。

(運行)

第9条 運行は、各地区行政センター開所日の午前中とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。

(運行経路)

第10条 運行経路は、利用者の自宅から市長が指定するスーパーマーケット等までの範囲とする。

(車両)

第 1 1 条 お買い物クラブで使用する車両は、市が所有する公用車とする。

(ドライバー)

第 1 2 条 お買い物クラブのドライバーは、各地区振興課で登録するボランティアスタッフ（以下「ボランティア」という。）の中から市長が選任する。ただし、ボランティアが運行できない場合は、各地区振興課の職員が運行する。

(ボランティア申請)

第 1 3 条 お買い物クラブのドライバーを希望する者は、有償ボランティア登録申請書（別記様式 2）を市長に提出しなければならない。

2 前項のボランティアとなる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 普通自動車免許を保有し、運転歴 1 0 年以上の者
- (2) 申請時の年齢が 7 0 歳以下の者
- (3) 免許取消処分や過去 5 年間に免許停止処分を受けていない者
- (4) 疾病その他の理由により、医師から自動車の運転を制限されていない者

(ボランティア登録)

第 1 4 条 市長は、申請に基づき審査しボランティアを承諾した者について登録証を交付する。

(ボランティア遵守事項)

第 1 5 条 お買い物クラブのボランティアは、次の各号のいずれの事項も遵守しなければならない。

- (1) 道路交通法及び関係法令の遵守
- (2) 運行開始時と終了時の検査機器によるアルコールチェックの実施
- (3) 業務日報の提出
- (4) 市が実施する交通安全講習の受講
- (5) 利用者の個人情報等の秘密保持

(ボランティア休止及び中止並びに登録抹消)

第 1 6 条 ボランティアが活動を休止または中止するときは、口頭または書面で市長に申し出る。

2 市長は、ボランティアとして不適格と認めた場合には、ボランティア登録を取り消すことができる。

(報償)

第 1 7 条 市長は、お買い物クラブのボランティアに、次の各号で規定する報償費を支出する。

- (1) 運行日に 1 回送迎した場合は、2,000 円。
- (2) 運行日に 2 回以上送迎した場合は、1 回追加するごとに 1,000 円を加算。
- (3) 報償費の支出は原則、月末締め翌月 2 0 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座振り込みとする。

(運行管理)

第 1 8 条 運行管理は市長が行い、次の各号の事項を実施する。

- (1) 利用者の登録及び変更並びに抹消及び名簿の管理
- (2) 利用申請書の受付及びドライバーの手配
- (3) 自動車公用運行日誌の管理
- (4) その他、お買い物クラブの実施にあたり生じる事務
(衛生管理)

第19条 運行にあたり、市長はボランティアの清潔保持及び健康状態の管理に努めるとともに、感染症予防に十分配慮する。

(安全配慮)

第20条 運行にあたり、市長は次の各号の安全配慮を行う。

- (1) 荒天などにより事故が発生する恐れが想定される場合には、運行を中止する等の適切な措置を講じる
- (2) 損害賠償保険及び人身傷害保険への加入
(事故発生時の対応)

第21条 運行中に事故が発生した場合には市長は、次の各号の対応を行う。

- (1) 必要な措置を講じ、利用者の家族及び市担当課に連絡を行う
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処理について事故報告書（別記様式3）を記録する
- (3) お買い物クラブ実施中における事故の補償は、市が加入する保険の適用範囲で行う。
利用者は、補償範囲について承諾したうえで利用することとする
(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、お買い物クラブの実施について必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。